

## 【注意事項です→まず初めにご確認下さい】

【1】 事業所の新規登録はお済みですか？（一旦ご登録頂ければ期限なく有効です）

【2】 東京中央地域産業保健センター（以下当センター）への電話による事前連絡はお済みですか？（電話で事前連絡頂きませんと申込が無効になります）

## 【必要な手続きと書類（3）】

### → 【長時間労働者に対する面接指導】

#### 【1】 面接までの流れ

- ①まず電話で、センター宛てご連絡下さい。必要事項についてセンターからご説明いたします。
- ②「健康相談・面接指導 利用申込書」に必要事項をご記入のうえFAXで送付してください  
→作成頂く「[健康相談・面接指導 利用申込書](#)」は別紙PDFを印刷してお使いください
- ③申込書のFAXが到着しだい、センターから健康相談開設日（面接候補日）をFAXいたします。
- ④FAXされた候補日のうち、面談希望日をFAXにてご返送下さい。
- ⑤最終面談日が決定しだい、センターから「最終確定日を記載したFAX」を送付いたします。
- ⑥面談日当日の指定された時間に面談場所までお越しください。
- ⑦[FAX送付先および面談実施場所](#)はトップページに記載しております。

#### 【2】 面接指導当日、ご本人に持参頂く書類（事前のFAXは不要です）

- （様式地4）医師による面接指導申出書  
→[必要書類\(3\)-1](#)は別紙PDFを印刷してお使い下さい。
- （様式地5）労働時間に関するチェックリスト 【貴法人のご担当者がご記入ください】  
→[必要書類\(3\)-2](#)は別紙PDFを印刷してお使い下さい。
- 長時間労働者への面接指導問診票 【ご本人がご記入下さい】  
→[必要書類\(3\)-3](#)は別紙PDFを印刷してお使い下さい。
- 直近の健康診断結果（コピー可）
- 勤怠表など勤務時間が分かる書類

#### 【3】 注意事項

- 面接はおおよそ1名30分程度を予定しております。
- 面談当日に連絡なくキャンセルされた場合、「年度内の面接1回」とみなす場合があります。  
また、相談開始時間に15分以上遅刻された場合、原則キャンセルとみなします。次の面談の方をお待ちになられておりますので、ご理解頂きますよう宜しくお願いいたします。
- 当センターの利用は無料ですが、利用回数に制限があります。事業年度（4月～翌年3月）のなかで、1事業所あたり2回までです。
- 中央区・千代田区・文京区・伊豆諸島以外の、他地域の支店等に所属の労働者の面談については、当該事業所が所在する地域の地域産業保健センターをご利用下さい。

